

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
総務・市民協働部
総 務 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

規 則

- 規則第24号 宇治市介護保険規則の一部を改正する規則
……………（介護保険課）…2

告 示

- 告示第82号 宇治市介護保険訪問介護利用者負担額減額要綱の
一部を改正する要綱……………（介護保険課）…2
○告示第83号 宇治市社会福祉法人等介護保険利用者負担額減額
助成金交付要綱の一部を改正する要綱……………（介護保険課）…3
○告示第84号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…3
○告示第85号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…3

公 告

- 公告第33号 宇治農業振興地域整備計画の軽微な変更
……………（農林茶業課）…4
○公告第34号 市有土地の売払いに係る条件付一般競争入札
……………（管財課）…4
○公告第35号 宇治都市計画地区計画の変更の原案の縦覧
……………（都市計画課）…6

教 育 委 員 会

- 告示第11号 教育委員会の招集……………6

農 業 委 員 会

- 公告第6号 農業委員会定例総会の招集……………6

規 則

宇治市介護保険規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。
令和4年6月22日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第24号

宇治市介護保険規則の一部を改正する規則

宇治市介護保険規則（平成12年宇治市規則第42号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊤」を削る。

別記様式第2号及び別記様式第3号中

フリガナ		被保険者番号																	
被保険者氏名		個人番号																	
生年月日	年	月	日	性別	男 ・ 女														

を

フリガナ		被保険者番号																	
被保険者氏名		個人番号																	
生年月日	年	月	日	性別	男 ・ 女														

に改め、「㊤」を削る。

別記様式第3号の2の2中

フリガナ		被保険者番号																	
被保険者氏名		個人番号																	
生年月日	年	月	日	性別	男 ・ 女														

を

フリガナ		被保険者番号																	
被保険者氏名		個人番号																	
生年月日	年	月	日	性別	男 ・ 女														

に、「生年月日 性別」を「生年月日」に

、「年 月 日 男・女」を「年 月 日」に改

める。

別記様式第4号及び別記様式第5号中

フリガナ		被保険者番号																	
被保険者氏名		個人番号																	
生年月日	年	月	日	性別	男 ・ 女														

生年月日	年	月	日	性別	男 ・ 女														
------	---	---	---	----	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

フリガナ		被保険者番号																	
被保険者氏名		個人番号																	
生年月日	年	月	日	性別	男 ・ 女														

に改め、「㊤」を削る。

別記様式第6号中「年 月 日生 男・女」を

年	月	日生	男・女
---	---	----	-----

「年 月 日生」に、

年	月	日生
---	---	----

「性別 男・女 職業」を

性別	男・女	職業
----	-----	----

「職業」に改め、「㊤」を削る。

職業

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(揭示済)

告 示

宇治市告示第82号

宇治市介護保険訪問介護利用者負担額減額要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和4年6月22日

宇治市長 松村 淳子

宇治市介護保険訪問介護利用者負担額減額要綱の一部を改正する要綱

宇治市介護保険訪問介護利用者負担額減額要綱（平成12年宇治市告示第56号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

「年 月 日 性別 男・女」を

年	月	日	性別	男 ・ 女														
---	---	---	----	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「年 月 日」に、「㊤」

年	月	日
---	---	---

「被保険者」を「被保険者」に改める。

別記様式第3号の（表）中

「年 月 日 性別 男・女」を

年	月	日	性別	男 ・ 女														
---	---	---	----	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「年 月 日」に改める。

年	月	日
---	---	---

別記様式第4号及び別記様式第5号中

「年 月 日 性別 男・女」を「年 月 日」に

生年月日	年 月 日
性 別	男・女

生年月日	年 月 日
------	-------

改める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市告示第83号

宇治市社会福祉法人等介護保険利用者負担額減額助成金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和4年6月22日

宇治市長 松村 淳子

宇治市社会福祉法人等介護保険利用者負担額減額助成金交付要綱の一部を改正する要綱

宇治市社会福祉法人等介護保険利用者負担額減額助成金交付要綱（平成12年宇治市告示第112号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「あて」を「宛て」に改め、「@」及び「次のとおり」を削り、「宇治市社会福祉法人等介護保険利用者負担額減額助成金交付要綱第7条の規定により」を「次のとおり」に、「」を「」に改める。

〒	郵便番号
---	------

別記様式第2号中「様」を「宛て」に改め、「@」を削り、「」を「」に改める。

〒	郵便番号
---	------

別記様式第3号中「様」を「宛て」に改め、「@」及び「宇治市社会福祉法人等介護保険利用者負担額減額助成金交付要綱第8条の規定に基づき」を削る。

別記様式第5号中「あて」を「宛て」に改め、「@」を削る。

別記様式第6号中「

年 月 日	性別	男・女
-------	----	-----

」に、「〒」を「郵便番号

年 月 日

」に、「」を「

生年月日	性別	生年月日
------	----	------

に、「」を「

年 月 日	男・女	年 月 日
-------	-----	-------

、「あて」を「宛て」に改め、「@」を削り、「～年 月 日」を「から 年 月 日まで」に改める。

別記様式第7号中「

年 月 日	性別	男・女
-------	----	-----

」に改める。

年 月 日

別記様式第10号の（表）中

「

年 月 日	性別	男・女
-------	----	-----

」に改め、同様式の（裏）

年 月 日

中「宇治市」を「本市」に、「を宇治市」を「を本市」に改める。

別記様式第11号の（表）中

「

年 月 日	性別	男・女
-------	----	-----

」に改め、同様式の（裏）

年 月 日

中「宇治市」を「本市」に、「を宇治市」を「を本市」に改める。

別記様式第12号中「

年 月 日	性別	男・女
-------	----	-----

」に改める。

年 月 日

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市告示第84号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年7月8日から14日間

令和4年7月8日

宇治市長 松村 淳子

路 線 名	区 間	前 後 別	幅 員 （ m ）	延 長 （ m ）	備 考
五ケ庄 2 4 号 線	五ケ庄寺界道 3 9 番 地の 1	前	3 . 8	2 1 . 3	
	五ケ庄寺界道 3 8 番 地の 5		～ 4 . 3		
	五ケ庄寺界道 3 9 番 地の 1	後	4 . 6	2 1 . 3	
	五ケ庄寺界道 3 8 番 地の 5		～ 4 . 8		
伊 勢 田 町 1 0 4 号 線	伊勢田町中山 8 4 番 地の 1	前	3 . 3	9 . 7	
	伊勢田町中山 8 4 番 地の 2		～ 5 . 0		
	伊勢田町中山 8 4 番 地の 1	後	4 . 0	9 . 7	
	伊勢田町中山 8 4 番 地の 2		～ 5 . 0		

宇治市告示第85号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定によ

り、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和4年7月8日から14日間

令和4年7月8日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
五ヶ庄24号線	五ヶ庄寺界道39番地の1 五ヶ庄寺界道38番地の5	令和4年7月8日
伊勢田町104号線	伊勢田町中山84番地の1 伊勢田町中山84番地の2	令和4年7月8日

公 告

宇治市公告第33号

宇治農業振興地域整備計画の軽微な変更について

宇治農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該宇治農業振興地域整備計画に係る変更後の宇治農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供します。

令和4年7月8日

宇治市長 松村 淳子

1 縦覧期間

令和4年7月8日以後、常時備え置くこととします。

2 縦覧場所

宇治市産業観光部農林茶業課

宇治市公告第34号

市有土地の売払いに係る条件付一般競争入札について

宇治市市有土地の売払いについて、一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年7月8日

宇治市長 松村 淳子

1 入札により売り払う物件

物件所在地	地目	地積（登記簿）	予定価格
大久保町平盛30番4	宅地	1585.88㎡	115,610,000 円

売払いは、登記簿の面積によるものとし、実測面積と違いが生じて、売払代金の精算は行わない。

2 売払方法

一般競争入札による。

3 入札参加資格を有しない者

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者
- 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者
- 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている

者。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

- 令和4年度宇治市有土地売払入札実施要領の内容を承諾せず、遵守できない者

4 入札参加資格の確認

本入札に参加しようとする者は、6(5)に定める申込みに必要な書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申込みに必要な書類を提出しない者及び入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

5 入札参加申込書等の配布

(1) 配布方法

手渡し又は宇治市ホームページからのダウンロード

(2) 配布場所（手渡しの場合）

宇治市総務・市民協働部管財課（宇治市役所地下1階）

(3) 配布期間（手渡しの場合）

令和4年8月1日（月）から同月31日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(4) 配布時間（手渡しの場合）

午前9時から午前11時45分まで及び午後1時から午後5時まで

6 入札参加申込

- 申込方法 書面の持参による申込み（郵送、FAX、メール等による申込みは不可）

- 申込場所 宇治市総務・市民協働部管財課（宇治市役所地下1階）

- 申込期間 令和4年8月1日（月）から同月31日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

- 申込時間 午前9時から午前11時45分まで及び午後1時から午後5時まで

- 申込みに必要な書類 「令和4年度市有土地売払い（一般競争入札）のご案内」に記載の書類

7 留意事項

- 入札希望者は、令和4年度宇治市有土地売払入札実施要領及び土地売買契約書並びに入札物件の法令上の規制を全て承知した上で入札するものとする。

- 入札手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

8 現地下見会

下見場所 （物件所在地と同じ。）	下見日時
大久保町平盛30番4	令和4年8月19日（金） 午後2時から午後3時まで

現地下見を希望する場合は、令和4年8月18日（木）午後5時までに宇治市総務・市民協働部管財課まで連絡して予約すること。

9 関係図書の縦覧

- 縦覧場所 宇治市総務・市民協働部管財課（宇治市役所地下1階）

- 縦覧期間 令和4年8月1日（月）から同月31日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

- 縦覧時間 午前9時から午前11時45分まで及び午後1時から午後5時まで

10 入札保証金等

- 入札に参加する者は、入札保証金を宇治市発行の納付書で、宇治市指定金融機関又は宇治市収納代理金融機関から宇治市に

納付しなければならない。

- (2) 入札保証金の額は、入札者が見積もる金額の100分の3以上（1円未満切上げ）の金額とする。
- (3) 入札保証金の納付期間は、令和4年8月1日（月）から同年9月1日（木）までとする（宇治市指定金融機関又は宇治市収納代理金融機関の休業日を除く。）。
- (4) 入札保証金は落札者を除き、入札終了後、入札保証金還付請求書の提出を受けて還付する。落札者に係る入札保証金は契約保証金に、契約保証金は売払代金に充当するものとする。
- (5) 入札保証金には、利子を付さない。

1 1 入札

- (1) 日時 令和4年9月12日（月） 午後2時
- (2) 場所 宇治市役所8階 大会議室
- (3) 必要書類等 「令和4年度市有土地売払い（一般競争入札）のご案内」に記載の書類等
- (4) 入札は、入札当日に配布する所定の入札書により行うものとする。
- (5) 次のような場合、委任状を提出しなければならない。
 - ・入札者が代理人をもって入札する場合
 - ・共有で入札するときの共有代表者以外の者が入札する場合なお、重複代理人は認めない。

1 2 入札書の書き方

- (1) 入札書には、入札者の住所及び氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所及び氏名）を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印を、代理人が入札する場合は代理人の印を押印するものとする。
- (2) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入するものとする。
- (3) 入札書の記入には、鉛筆、シャープペンシルその他訂正が容易な筆記用具を用いてはならない。

1 3 入札書の書換え禁止等

入札者は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

1 4 入札の無効事由

3に定める入札参加資格を有しない者のした入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 代理人の権限を証する書面を提出せず宇治市の確認を得ないで代理人がした入札
- (2) 指定の時刻までに提出しなかった入札
- (3) 所定の入札書によらない入札
- (4) 入札保証金を納付していない者の入札
- (5) 入札保証金が入札金額の100分の3（1円未満切上げ）に満たない入札
- (6) 予定価格を下回る額の入札
- (7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- (9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (10) 入札金額を訂正した入札
- (11) 金額以外の訂正で訂正印のない入札
- (12) 入札者又は代理人が同一の物件について、1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- (13) 入札に関し、不正の利益を得るために、連合その他の不正な行為をした者の入札
- (14) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した

者の入札

- (15) 令和4年度宇治市有土地売払入札実施要領に違反した入札

1 5 開札

開札は、入札後直ちに、入札者立会いのもとに行う。

1 6 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、宇治市が定める売払予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) (1)に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができない。

1 7 入札結果の公表

開札の結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、落札者がいないときは最高入札金額を入札者に知らせるものとする。

1 8 入札の変更等

- (1) 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。
- (2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

1 9 入札保証金の帰属

落札者が契約を締結しないとき（落札後、3に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、入札保証金は違約金として宇治市に帰属するものとする。

2 0 危険担保

落札者は、面積その他物件説明書に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができない。

2 1 契約の締結

- (1) 宇治市と落札者との売買契約は、宇治市の指定する期日までに、宇治市総務・市民協働部管財課において、土地売買契約書により締結するものとする。
- (2) 落札者は、契約締結と同時に、売払代金の100分の10（1円未満切上げ）に相当する額を契約保証金として納付し、宇治市の指定する期日までに、売払代金の全額を支払わなければならない。この場合において、入札保証金は契約保証金の一部に、契約保証金及び入札保証金（入札保証金が契約保証金の金額を超えた場合に限る。）は売払代金に充当するものとする。
- (3) 落札者がその落札した物件（以下「落札物件」という。）を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合がある。

2 2 契約保証金の帰属

落札者が売買契約に定める義務を履行しないために契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として宇治市に帰属するものとする。

2 3 契約上の特約

- (1) 落札者は、落札物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、落札物件の所有権を第三者に移転し、若しくは落札物件を第

三者に貸してはならない。

- (2) 落札者は、(1)に定める義務に違反したときは、売払代金の100分の30（1円未満切上げ）に相当する金額を違約金として宇治市に支払わなければならない。

24 所有権の移転

- (1) 売払物件の所有権移転は、売払代金の支払を完了したときとする。
- (2) 物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。
- (3) 所有権の移転登記の手続は、宇治市が行うものとする。

25 落札者の譲渡制限

落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

26 公租公課等

落札物件の売買契約書作成に要する印紙税、落札物件の所有権移転に要する登録免許税及び代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とする。

27 その他

- (1) 入札者は、令和4年度宇治市有土地売払入札実施要領のほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければならない。
- (2) 1から27までに定めるもののほか、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）及び「令和4年度市有土地売払い（一般競争入札）のご案内」に定めるところによる。

なお、1から27までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先

宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務・市民協働部管財課

電話番号 代表 0774-22-3141

内線 2109・2110

宇治市公告第35号

宇治都市計画地区計画の変更の原案の縦覧について

宇治都市計画地区計画（石橋地区）の変更の案を作成したいので、宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例（平成20年宇治市条例第10号）第19条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の変更の原案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該地区計画の変更の原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係を有する者は、当該変更の原案に対し、令和4年7月29日までに市長に意見書を提出することができます。

令和4年7月8日

宇治市長 松村 淳子

1 都市計画の種類及び名称

宇治都市計画地区計画（石橋地区）

2 地区計画の位置及び区域

宇治市横島町石橋、一ノ坪、中川原及び大町の各一部

3 地区計画の変更の原案の縦覧場所

宇治市宇治琵琶33番地

宇治市都市整備部都市計画課

4 地区計画の変更の原案の縦覧期間

令和4年7月8日から同月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第11号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和4年6月27日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 令和4年6月28日 午後6時00分

開会場所 宇治市役所8階大会議室

- 付議事項
- 1 会議録署名委員の指名について
 - 2 会期について
 - 3 報告
 - 4 市職員を任免するについて

(揭示済)

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第6号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第25回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和4年6月21日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

開会日時 令和4年7月5日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

- 付議事項
- 1 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 2 非農地通知の決定について
 - 3 専決事項の報告
 - 4 その他

(揭示済)